

京都市教育長訓令甲第3号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

京都市教育長 在田正秀

第5条第2項中「(教育次長が置かれていないときは、教育長があらかじめ定める職員)」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)